

平成 26 年度ふくい e-オフィスプロジェクト補助金
(ウェアラブル関連実証実験支援分) 活用事業者募集要項

1 事業の目的

スマートフォンの次に来るデジタル機器と期待されているウェアラブル端末の研究・開発やウェアラブル端末向けアプリの開発のために行う実証実験（以下「実験」という。）に係る費用の一部を支援することで、本県でのウェアラブル関連産業の育成を図る。

2 募集条件

(1) 対象となる事業者

ウェアラブル端末の開発やウェアラブル端末向けアプリを開発している、またはこれから開発しようとする会社で県内・県外は問わない。なお、対象となる事業者が構成するグループによる共同提案も可能であるが、その際は、事業全体の管理責任者として、代表 1 者を定めること。

(2) 対象となる内容

ウェアラブル端末の開発やウェアラブル端末向けアプリの開発のための実験

(3) 実験場所

福井県内（場所については、事業者が確保すること。）

(4) 実験機器

電波法や電気通信事業者法を順守した機器を用いること。

(5) 採択件数

5 件（予定）

うち、2 件は 2018 年に本県で開催される国体および障害者スポーツ大会での使用につながる実験とする。

3 実施の流れ

(1) 事業計画書（実施計画書、収支予算書）の提出

提出に際しては、必ず本募集要項による様式を使用すること。

また、実施計画書の用紙の大きさは、原則として、A4 版とする。

なお、郵送による紙媒体の場合は 10 部提出すること。電子メールによる電子媒体の場合はその容量は 10MB 未満に抑えること。

(2) 審査・採択

原則として、実施計画書に基づく書面審査とする。

なお、実施計画書提出後において、必要に応じて追加資料の提出を求めること、あるいは、事業内容に関するヒアリングを行う場合がある。

結果（実験内容が本事業の趣旨に合致、履行の確実性、先駆性・専門性、実験結果の活用度など）について、総合的に審査を行い、県が採択の可否を決定し通知する。

(3) 補助金の申請

採択された計画の実施者（以下「実施者」という。）は県に補助金交付の申請を行い、県は実施者に対し、交付決定を行う。

(4) 実験の実施

可能な限り公開の場で実証実験を行う。

(5) 完了実績報告書の提出

実験結果について、その成果等をまとめ、県に報告する。併せて、県が別途指定するセミナー等で実験結果について発表する。

(6) 精算

実験に要した経費のうち、支援対象となる経費について、県が補助金の額を決定し、実施者に支払う。

4 支援内容

(1) 実証経費の支援

県は採択した企画について、対象の経費を最大 50 万円支援する。ただし、福井国体および障害者スポーツ大会での使用につながる実験の場合は最大 100 万円支援する。対象の経費が支援最大額を超過する部分については、実施者が負担する。

①対象の経費

・ 報償費

実験に協力したモニターへの謝礼（謝金、その他物品を含む。）

・ 旅費

実験やその結果報告会、倫理審査等に係る協議等のために行う旅行経費

・ 需用費

実験に必要な消耗品の購入費（消耗品費）

実験参加募集のためのチラシ、パンフレット等の作成費（印刷製本費）

・ 役務費

チラシ、パンフレット等の送付費（通信運搬費）

広告、フリーペーパー等への掲載費（広告料）

道路使用許可申請、倫理審査など、実験の実施に必要な審査等に係る経費（手数料）

実験参加者に対する損害保険料（保険料）

・ 委託料

実験に必要な外部委託経費

・ 使用料および賃借料

実験の会場となる施設等の使用料

実験に伴う機器のレンタル・リース料

・ その他経費

上記以外であって、実験に必要と認められる経費

②精算方法

経費の支払いは精算払いとする。原則として支援対象経費を含むすべての経費について実施者が立て替えて、支援対象経費にかかる必要書類（見積書、請求書、領収書など金額およびその支払いの事実が確認できる書類）を県に提出し、県は内容を確認した上で、補助対象額を確定し、実施者に支払う。

精算は原則として、実験終了後に行う。

③支援経費の対象期間

対象となる経費は、事業採択日以降、平成27年2月27日（金）までに支払いを完了した経費に限る。

(2) PR活動

公開の場での実験、結果の報告、イベント等への出展などを通じたPR活動を行う。（県ではウェアラブル端末の産業化に関するシンポジウムを11月に計画している。）

なお、実験およびその成果は、財産権を伴う技術情報など公表に適さないものを除き原則公開とする。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ①事業計画書
- ②実施計画書
- ③収支予算書
- ④決算書（直近2期分）
- ⑤県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書（県外事業者は除く。）
- ⑥企業案内パンフレット等

(2) 締切り

平成26年9月26日（金）必着

(3) 提出先

- ①E-Mail の場合
sansei@pref.fukui.lg.jp
- ②郵送の場合
〒910-8580
福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課
創業・ITビジネス支援グループあて